平成２４年度事業計画

Ⅰ　基本方針

我が国は少子化に伴い総人口の減少局面に入り、６５歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率は世界に類を見ない速さで進行し、高齢化率が２１％以上となる「超高齢社会」に入っています。

生産年齢人口の減少は、労働力の減少・経済活動の停滞、さらには社会保障費の負担増など、様々な影響を及ぼすことから、高年齢者がその持つ知識と経験そして技能を活かして主体的に働くことのできる社会を築きあげることが、超高齢社会を活力ある社会としていくためには極めて重要であります。

国は、シルバー人材センター（以下「センター」という。）を高年齢者の労働施策として法律で位置づけ、本センターも昭和５６年に創立以来、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながらセンター事業を推進してまいりました。

しかしながら、昨今のセンター事業を取り巻く環境は、経済・雇用情勢の悪化や国の補助金の大幅な削減に加え、昨年３月の東日本大地震の影響による受注減少傾向など更に厳しさを増しています。

このような厳しい社会経済情勢下でありますが、センターの基本理念である「自主・自立・共働・共助」のもと、地域社会に貢献するセンターとして、市民ニーズに対応しながら新規就業の開拓、就業機会の確保、安全・適正な就業などを引き続き推進してまいります。

また、重点課題であります「公益法人制度改革への対応」につきましては、平成２２年５月開催の第３１回通常総会での決議をふまえ、「公益社団法人」への移行手続きを進めて、本年４月１日公益社団法人として新たなスタートをすることができました。公益法人となったことにより、社会的信用がたかまるとともに、税制面におきましても、優遇措置を受けることができますが、その一方で、公益性の維持や法令の遵守など、これまで以上に責任と透明性の確保が求められます。

今後とも、宇都宮市をはじめ関係行政機関、民間事業所、市民の皆様と連携し、ご理解とご支援をいただきながら、高年齢者の就業促進と生きがいの増進を図ることにより、活力ある地域社会づくりに寄与する事業活動を推進してまいります。

Ⅱ　事業計画

１　シルバー人材センター事業

（１）就業機会提供事業

本センターは、宇都宮市内の６０歳以上の不特定多数の高年齢者に対し、「臨時的

かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会を提供する。

①　請負・委任

６０歳以上の不特定多数の高年齢者で、本センター会員として登録する者に民間や公共から請負った仕事を「請負・委任」契約により提供する。

②　一般労働者派遣事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と一般労働者派遣事業実施に関する協定を締結し、６０歳以上の派遣労働を希望する会員に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる派遣労働を提供する。

③　無料職業紹介事業

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会と無料職業紹介事業実施に関する協定を締結し、６０歳以上の不特定多数の求職者に対し、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる雇用就業を紹介する。

（２）　就業機会確保事業

本センターは、６０歳以上の高年齢者に対して「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」に係わる就業の機会を確保するために次の事業を実施する。

①　普及啓発事業

ア　ホームページ、「広報うつのみや」を活用し、センター事業の普及に努める。

イ　センター事業啓発用パンフレットをあらゆる機会を捉え配布する。

ウ　センター事業普及月間（１０月）に、市役所市民ホールで「シルバー人材センターパネル展」を開催し、市民にセンター事業を普及する。

エ　老人クラブ連合会など高年齢者の健康と生きがいつくりを推進する団体と連携を強化し、センター事業の周知を図る。

オ　センター事業普及月間（１０月）に、ボランティア活動を実施し、地域社会への貢献とセンターPR に努める。

カ　会報「シルバーだより」を発行する。

キ　会員によるパンフレットの配布活動を実施するとともに、会員の「口コミ」による入会促進を図る。

ク　女性の入会を促進するため、女性部会による入会促進運動を展開し人材の確保に努める。

②　安全・適正就業推進事業

〈安全就業推進事業〉

ア　安全委員会を開催し、安全の確保と事故防止策を推進する。

イ　安全委員会、職員による安全パトロールを実施する。

ウ　安全就業強化月間を複数月設定し、安全就業の啓発に努める。

エ　安全就業等の徹底を図るため研修会を開催する。

ａ　職群班を対象とした安全就業研修会

ｂ　交通安全に関する研修会

オ　健康に対して高い意識を持つよう健康に関する情報提供や定期健康診断受

診を呼びかける。

〈適正就業推進事業〉

ア　「就業案内」を毎月発行し、適正就業に対する理解を深める。

イ　会員及び発注者にセンター事業のシステムを周知し、適正就業の理解と協力を求める。

ウ　「わかちあい就業」を実施し、就業機会の公平・均等化に努める。

（３）就業開拓事業

ア　会員自ら就業先においてパンフレットを配布し、受注の促進に努める。

イ　受注の更なる拡大を図るため、事務局・事業所間の連携を深め、会員が相互乗り入れできる体制を整備する。

ウ　センター事業を広く知らしめ、発注が促進されるよう各種イベントに積極的に参加する。

エ　質の高いサービスの提供を目指し、発注者の管理システムについて検討を行う。

オ　リピーター確保のためのリーフレットを請求時に同封するなど、仕事の掘り起こしに努める。

カ　会員の趣味・特技を活かし、新たな独自事業の創出に努める。

（４）研修・講習事業

ア　会員の資質の向上と就業機会の確保を図るため、「植木剪定」、「刈払機」、「接遇」等の研修・講習会を開催する。

イ　業務に対し「プロ意識」をもって就業できるよう、職群班ごとにミーティングや事例発表などを行い「苦情ゼロ運動」を展開する。

（５）独自事業

ア　会員向けパソコン相談室を開催する。

イ　編みぐるみ班の生産体制を強化し、全国規模で事業が展開できるシステムを構築する。

ウ　出張刃物研ぎの事業化について検討する。

エ　新たな事業として「まめ草履」の製品化に努める。

（６）相談・調査事業

ア　センター事業の健全な発展を図るため、基本方針や実施計画に掲げられた目標等の実現のために解決すべき各種課題について総務企画・就業促進・女性部会で調査研究を行う。

イ　「グループタンポポ」、「ショート・ジョブ」班員を対象とした就業相談を開催する。

ウ　職群班リーダー等を対象とした先進地視察調査を実施する。

２　法人運営

（１）理事会

事業執行状況や会員の入会承認など本センターの事業運営にとって重要な案件を審議・決定するため、年５回程度開催する。

（２）総会

通常総会を６月に開催する。

（３）組織活動

理事会・地域班・職群班・委員会等各組織間の連携を深め、より一層の充実化と活性化に努める。今年度は、公益社団法人の一年目であり、理事会を中心に公益社団法人としてふさわしい組織体制の構築を進める。

（４）公益社団法人として適正な法人運営

平成２４年４月１日より、「公益社団法人」となったことから、従来にも増して社会的使命、役割を果たせる公益法人として健全で適正な運営に努める。